

洪水時の避難確保・ 浸水防止計画

平成26年12月5日 作成

株式会社京都駅観光デパート
京都駅ビル専門店街 ザ・キューブ

京都駅ビル専門店街 ザ・キューブ 洪水時の避難確保・浸水防止計画

1 目的及び適用範囲

(1) 目的

この計画は、水防法第15条に基づき、株式会社京都駅観光デパート（以下「ザ・キューブ」という。）の管理区域の地下施設への浸水に対する必要な措置に関して定め、キューブの利用者（以下「利用者等」という。）及び管理区域に勤務し又は出入りする全ての者並びに防火防災管理業務の一部を受託している者（以下「勤務者等」という。）の洪水時の円滑、かつ迅速な避難の確保を図るとともに、浸水の防止を図ることを目的とする。

(2) 適用範囲

この計画の適用範囲は、ザ・キューブに勤務する全ての者及び会社の管理範囲に出入りする全ての者に適用するものとする。

2 管理権原者等の任務と権限及び自衛水防統括管理者

(1) 管理権原者、自衛水防統括管理者

ザ・キューブの代表取締役社長は管理権原者として、管理区域における浸水対策業務の全てについて責任を負うと共に、防火防災管理者を自衛水防組織統括管理者（以下、「水防統括管理者」という。）に選任して、第2号の業務を行わせるものとする。

この場合、水防統括管理者は、消防計画に定める防火防災責任者、火元責任者及び防火防災管理業務の受託者に対して、浸水対策として必要な業務の一部を分担させるものとする。

(2) 水防統括管理者は、管理権原者指示の下この計画の作成及び実行についてすべての権限を持ち次の業務を行わなければならない。

ア 洪水時の避難確保・浸水防止計画の作成（又は変更）

イ 自衛水防本部の運用

ウ 洪水時を想定した訓練の実施

エ 洪水時の避難確保及び浸水被害を防止、軽減する為の整備、管理及び点検の実施

(ア) 情報収集・伝達装備、機材

(イ) 浸水防止設備、機材

(ウ) 避難対策設備、機材

(エ) その他

オ 勤務者等への洪水対策に関する教育

カ 京都駅ビル共同防火防災管理協議会（以下「共同管理協議会」という。）及び京都駅周辺防災ネットワーク協議会（以下「ネットワーク」という。）との情報交換及び連携活動

- キ 利用者等への啓発
- ク その他

(3) 計画の京都市への報告及び公表

管理権原者は、洪水時の避難確保・浸水防止計画を定めたとき（又は変更したとき）は、水防法第15条に基づき、京都市長へ報告するとともに、ザ・キューブのホームページに掲示し、公表するものとする。

3 対象施設の概要

この計画の対象施設の概要は、次のとおりである。

(1) 施設名、所在地 管理者等、位置図

- ア（施設名） 京都駅ビル専門店街 ザ・キューブ
- イ（所在地） 京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町901
- ウ（管理者等） 株式会社京都駅観光デパート
代表取締役社長
- エ（位置図） 別紙1「施設付近見取図」のとおり

(2) 施設の概要

- ア（建物用途） 複合用途対象物
- イ（構造） 鉄筋コンクリート地上16階地下3階
- ウ（施設図） 別紙2「京都駅ビル施設概要図」のとおり
- エ（ザ・キューブ 地下施設の概要）

	面積	出入口	避難階段
地下1階	1,701㎡	16	10
地下2階	6,146㎡	5	15
地下3階	207㎡	1	1

(3) 地下施設の利用状況等

(利用状況)

	利用者	店舗	駐車場
地下1階 物販・飲食・事務所	1,500人	24店	——
地下2階 物販・飲食・従業員休憩室 事務所・倉庫	3,000人	45店	——
地下3階 荷捌き・倉庫・ゴミ置場	30人	——	7台

備考 利用状況については最大人数、駐車場については、最大数を記載する。

4 災害の想定

(1) 河川の氾濫（外水氾濫）による浸水の想定

計画では、市策定の防災マップ水災害編下京区版（平成22年3月）（以下「防災マップ」という。）に基づき、当該建物の出入口等から河川氾濫による雨水等の流入がある場合に想定される浸水危険範囲は、次の通りとする。

（雨水等の流入のおそれがある出入口等）

（別紙3～8「雨水等流入予測箇所及び避難経路図」「京都駅ビル周辺の浸水深度想定」「京都駅ビル前広場水準」参照）

ア 地上階（1階）流入想定箇所

出入口	10箇所	①②	（北館北面）
		③～⑥	（北館南面）
		⑦～⑨	（南館北面）
		⑩	（南館東面）

イ 地下1階 流入想定箇所

出入口	16箇所	①～⑩	（おみやげ小路）
		⑪～⑬	（匠味）
		⑭～⑯	（旧野村證券）

ウ 地下2階 流入想定箇所

出入口	5箇所	①②	（西側通路口<伊勢丹境>）
		③	（北側通路口<ポルタ境>）
		④⑤	（東側通路口<駅境>）

エ 地下3階 流入想定箇所

出入口	1箇所		（正面出入口）
-----	-----	--	---------

(2) 内水氾濫（下水道の溢水等）による浸水の想定

東洞院通及びJR西日本京都駅線路が1階出入口床面より1m低い位置にあることや堀川通りとの高低差などから、内水氾濫によりザ・キューブが管理する出入口から地下施設へ浸水する可能性は小さいと考える。

しかしながら、駅、百貨店、ポルタが管理する複数の出入口や京都市営地下鉄の地下施設を通しての浸水の可能性はある。

なお、雨水等の流入のおそれがある出入口等については、別紙9「内水氾濫による浸水想定」のとおりである。

5 浸水時の体制

(1) 自衛水防本部の設置

管理権原者は、気象情報、河川情報の発表や局地的な集中豪雨により、管理区域の地下施設への浸水の危険性を認めた場合は、自衛水防本部を設置し、水防統括管理者は勤務者等で編成する各活動班を指揮して、地下施設への浸水を防止、抑制する措置及び利用者等並びに勤務者等の避難対応などを迅速、かつ的確に実施し、浸水による被害の防止、軽減を図るものとする。

(2) 自衛水防活動の範囲

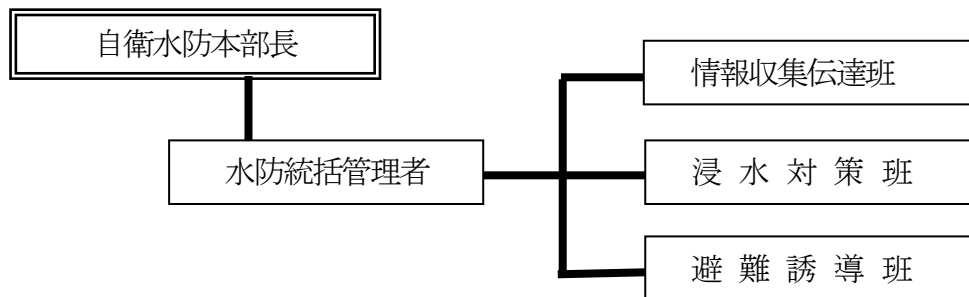
管理区域及び共同管理協議会参加事業所又はネットワーク加入事業所の管理権原者から応援要請があり、本部長が承認した場合の管理区域以外の事業所の地下施設。

(3) 自衛水防本部の編成

自衛水防本部は、総括指揮班、情報収集伝達班、浸水対策班、避難誘導班により構成する。また、副本部長及び各班長を必要に応じて選任する。

なお、各班の任務については、別紙10「浸水対策本部の編成と任務」のとおりとする。

(自衛水防本部の組織)



(4) 自衛水防本部の配備体制 (別紙11「自衛水防本部体制」参照)

自衛水防本部は、地下2階営業部に設置し、その危険度の段階に応じて次の体制とする。

(自衛水防本部の体制及び基準) (状況によりビル管理室に設置する場合もある)

体制		発令の時期等	配置人員等
連絡体制の確立		・大雨・洪水注意報が発表されたとき	平常体制
自衛水防本部の設置	第1段階 (注意)	・大雨・洪水警報が発表されたとき ビル管理室に浸水対策本部を設置する	
	第2段階 (警戒)	・大雨・洪水特別警報が発表されたとき ・浸水 (水害) の発生のおそれがあるとき ・河川のはん濫注意情報が発表されたとき	本部体制の2分の1以上
	第3段階 (非常)	・浸水が発生したとき ・河川が氾濫したとき又はおそれがあるとき ・当該地域に避難勧告等が発令されたとき (京都市〔区〕災害対策本部長)	全員
体制の解除		・河川のはん濫注意報, 気象警報, 避難勧告等が解除され, 浸水のおそれのなくなったとき	平常体制

※ 危険性が減少した場合は、体制の解除を1段階ずつ下げることが考慮される。

(5) 自衛水防本部の任務 (別紙12「自衛水防本部の任務」参照)

(自衛水防本部等の各段階に応じた任務)

体制	主な活動内容
第1段階 (注意)	浸水に対応する体制を準備する ・自衛水防本部の設置 ・情報収集伝達体制の確保 ・水防資機材等の点検・配備 ・地上開口部の巡回 など
第2段階 (警戒)	浸水に即応する体制を確保する ・本部要員の増員 ・土のうの設置 ・利用者の避難検討と開始 ・営業活動停止の検討 など
第3段階 (非常)	浸水に対応した活動を実施する ・利用者の避難完了の確認 ・電気遮断の検討と措置 ・土のうの積増し等 ・災害対応の記録 ・勤務者等の避難 など

(6) 自衛水防本部の活動

自衛水防活動は、共同管理協議会を構成する事業所の地下施設の自衛水防活動と密接、不可分の関係であり、各活動分野において、京都駅ビル全体に係る消防計画に基づいた連携活動を行うこととする。

ア 情報収集の体制

浸水の危険性を迅速に把握するため、次により情報の収集を行う。

入手先	情報の種別	入手の方法
外部からの情報	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報 ・河川情報 (水位情報・洪水予報) ・災害発生情報等 ・行政機関からの情報 ・京都駅周辺防災ネットワークからの情報 (別紙13参照) ・京都駅ビル共同防火防災管理協議会からの情報 ・近隣ビルの状況 	インターネット、テレビ、ラジオ、電話、FAX等
内部の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・施設周辺 (地上部) の状況 ・施設内状況の状況 ・各班の活動状況 (流入状況、浸水状況、避難状況等) 	巡視巡回 監視カメラ 各班の状況報告 (電話、伝令等)

イ 情報伝達の体制

収集した情報は、総括指揮班において情報の集約、分析を行うとともに、必要に応じて意思決定事項を付加して、各班、利用者、関係機関等に館内放送、口頭、電話等により、伝達する。

ウ 避難誘導の体制

(ア) 避難開始の原則

- a 浸水の発生の危険性が高く、自衛水防本部長が避難の開始を決定したとき。
- b 浸水が発生したとき。
- c 鴨川の洪水情報により、鴨川が氾濫したとき又はおそれがあるとき。
- d 京都市(区)災害対策本部長から当該地域に避難勧告又は避難指示が発令されたとき。

(イ) 避難の原則

施設の利用者の避難を最優先とし、水防統括管理者の指示による避難誘導を行うことを原則とする。

(ウ) 避難誘導の方法等

- a 館内の放送設備などを使って、現在の浸水等の状況について利用者に説明するとともに、落ち着いて避難するよう呼びかける。
- b 避難誘導班は、あらかじめ決められた主要通路や避難階段等に誘導員を配置し、利用者に避難場所、避難経路や浸水等の状況を知らせる。
- c 避難誘導班員は、拡声器、強力ライト等を活用して避難者が混乱することのないように安全な避難に誘導する。
- d お年寄り、身体障がい者などの避難に時間を要する要配慮者については、必要に応じて利用者等の協力を得て迅速に避難できるよう支援する。
- e 地下施設に浸水が開始すれば、漏電事故の危険性もあるため、エレベーターやエスカレーターなどの停止処置を行った後、利用を行わないよう周知する。
- f 利用者の避難確認の徹底を図るため、トイレなどの確認を徹底する。

(エ) 避難経路の周知

避難場所及び避難場所については、事前に避難経路図を作成し、利用者の目に付きやすい場所に掲示する。

避難経路図については、別紙3～6「雨水等流入予測箇所及び避難経路図」のとおりとする。

(オ) 利用者等への周知について

利用者や従業員等への情報提供は、館内放送や口頭での案内により行うものとし、特に、館内放送に当たっては、できるだけ各段階を踏んで周知することを原則とし、突然「退去の放送」を行うなどは利用者をパニックに陥れることがあるので避けなければならない。

館内放送での案内については、別紙16「館内放送(例)」のとおりとする。

(7) 他の事業所との連携

地下施設への浸水が発生し又は発生するおそれがあるときは、早期に共同管理協議会及びネットワーク関係事業所との情報交換を行い、被害の防止、軽減をはかるものとする。

(8) 休日、夜間等の体制

休日、夜間等のザ・キューブ勤務者が不在の場合において、ビル管理室から浸水又はそのおそれがある旨の連絡を受けた自衛水防本部員は、直ちに出勤のうえ、水防統括管理者の指揮に応じた活動に着手するものとする。

それまでの間は、ビル管理室の当直長が水防統括管理者の業務を代行するものとする。
(別紙13～15「情報伝達体制」「テナント電話番号」「緊急体制・連絡先表」参照)

6 施設整備

(1) 浸水対策施設及び設備、資機材の整備計画

管理権原者は、地下施設の浸水被害の防止、軽減を図るため、浸水対策施設や設備、資機材を計画的に整備するものとする。

なお、整備計画については、別紙17「浸水対策資機材(整備計画)現況表」のとおりとする。

(2) 浸水対策資機材の点検等

水防統括管理者は担当者を定め浸水対策資機材の機能や保管状況などについて定期的に点検・整備を実施する。

毎年5月に点検を実施し、点検記録書を作成する。

7 防災教育の実施

浸水時の被害を最小限にするため、常日頃から勤務者等への浸水対策の啓発・高揚を図るため、水防統括管理者は教育や訓練を計画的に実施する。

また、要配慮者への支援などについて教育し、浸水対策への積極的な取組を図る。

(1) 教育の内容

- ・ 防災意識の向上
- ・ 避難確保計画の周知徹底
- ・ 浸水予防の知識
- ・ 水害に関する知識の習得
- ・ その他、施設の防災管理上必要な事項

(2) 実施時期

- ・ 防火防災講習会時
- ・ 防火防災訓練時
- ・ 随時

8 訓練の実施

水防統括管理者は、勤務者等が参加する浸水を想定した情報伝達や避難誘導等の自衛水防活動訓練を年1回以上実施する。

(1) 訓練の方法

- ・ 図上訓練

地下施設の見取図などを用いて、地上への出入口、地上に通じる換気口等の水が流入してくる箇所を確認を行う。浸水時の役割分担と対応方法を明確にする。

- ・ 実地訓練

図上訓練に基づいて、浸水時に円滑かつ迅速な行動をとるため、浸水防止対策や避難誘導を現地で実施する。

(2) 訓練の内容

- ・ 自衛水防本部の設置訓練
自衛水防本部員の召集訓練及び人員配備訓練
- ・ 情報収集伝達訓練
情報の収集方法とその伝達の訓練
- ・ 浸水防止訓練
浸水対策施設, 設備, 資機材等の取扱の訓練
- ・ 避難・誘導訓練
浸水対策施設, 設備, 資機材等を用いた避難誘導の訓練, 災害時要配慮者の避難支援訓練
- ・ 救出救護訓練
救出や救護に関する訓練

(3) 実施時期

- ・ 随 時

附則

この計画は、平成24年 7月20日から施行する。

(改定、変更の経緯)

平成26年 12月 5日 水防法の改正に伴う変更